

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	管理計画の認定管理者等に対する改善命令
概要	マンションの管理の適正化の推進に関する法律は、マンションの資産価値を守り、快適な住環境を確保するため、マンションの管理計画の認定制度等、マンション管理の適正化を推進するための措置について規定したものです。 この法律に基づき、市長は、認定管理者等が認定を受けた管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認めるときは、認定管理者等に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の9
処分基準	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 （改善命令） 第五条の九 計画作成都道府県知事等は、認定管理者等が認定管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認めるときは、当該認定管理者等に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。
ホームページ	
備考	